

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象
所得税額等相当額等の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十七(三)の十二付表 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社の名称		1		控除対象 所得税額等 相当額等の 計算 特定外国 関係会社 又は対象 外国関係 会社に係 る	適用対象金額 (別表十七(三の八)「26」)	6	
本店又は 事務所 の所在	国名又は 地域名	2			子会社から受ける 配当等の額	7	
	所在地	3			控除対象配当等 の額	8	
事業年度		4	・ ・		調整適用対象金額 (6) + (7) + (8)	9	
所得税等の額		5			課税対象金額又は 個別課税対象金額 (別表十七(三の八)「28」)	10	
					$\frac{(10)}{(9)}$	11	%
			円	(5) × (11)	12	円	
外国金融 子会社等 の計算 以外の 部分 対象 外国 関係 会社 に係 る 控 除 対 象	た場 合 に 該 当 す る も の と し は 対 象 外 国 関 係 会 社 又 は 特 定 外 国 関 係 会 社	適用対象金額 (49)	13	外国 金融 子 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 等 の 計 算	適用対象金額 (49)	22	
		子会社から受ける 配当等の額	14		子会社から受ける 配当等の額	23	
		控除対象配当等 の額	15		控除対象配当等 の額	24	
	調整適用対象金額 (13) + (14) + (15)	16	調整適用対象金額 (22) + (23) + (24)		25		
	部分適用対象金額 (別表十七(三の九)「7」)	17	金融子会社等部分 適用対象金額 (別表十七(三の十)「9」)		26		
	部分課税対象金額 又は個別部分課税 対象金額 (別表十七(三の九)「9」)	18	金融子会社等部分 課税対象金額又は 個別金融子会社等 部分課税対象金額 (別表十七(三の十)「11」)		27		
	$(18) \leq (16)$ の場合 $\frac{(18)}{(16)}$	19	$(27) \leq (25)$ の場合 $\frac{(27)}{(25)}$		28	%	
	$(18) > (16)$ の場合 $\frac{(18)}{(17)}$	20	$(27) > (25)$ の場合 $\frac{(27)}{(26)}$		29	%	
	(5) × ((19) 又は (20))	21	(5) × ((28) 又は (29))		30	円	
	控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 (12)、(21) 又は (30)					31	円
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算							
所得計算上の適用法令		32	本邦法令・外国法令	減	控除対象配当等 の額	41	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額		33				42	
加	損金の額に算入した法人 所得税の額	34		算		43	
		35			小計	44	
		36			基準所得金額 (33) + (38) - (44)	45	
算		37		繰越欠損金の当期 控除額	46		
	小計	38		当期中に納付すること となる法人所得税の 額	47		
減 算	益金の額に算入した法人 所得税の還付額	39		当期中に還付を受ける こととなる法人所得税 の額	48		
	子会社から受ける配当 等の額	40		適用対象金額 (45) - (46) - (47) + (48)	49		

別表十七（三の十二） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の7第4項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の91第4項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「所得税等の額5」は、内国法人に係る措置法第66条の6第2項第1号《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》に規定する外国関係会社

（以下「外国関係会社」といいます。）に対して課される同法第66条の7第4項に規定する所得税等の額又は連結法人に係る外国関係会社に対して課される同法第68条の91第4項に規定する所得税等の額を記載します。

3 内国法人が措置法第66条の9の3第4項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の3第4項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。